

令和5年度 中野市環境白書

—令和4年度 年次報告書—

～緑豊かなふるさとを共につくるまちへ～



目次

第1章 環境基本計画の概要

1. 環境基本計画の基本的事項
 - (1) 計画策定の背景
 - (2) 計画策定の目的
 - (3) 計画の位置づけ
 - (4) 計画の期間
 - (5) 計画の対象範囲
2. 計画の目標
 - (1) めざす環境像
 - (2) 基本目標
3. 施策の体系

第2章 令和4年度に実施した取組内容

- 目標Ⅰ みんなで学び、行動するまちにします
- 目標Ⅱ ごみを減らし資源を大切にするまちにします
- 目標Ⅲ 安全・安心で快適に暮らせるまちにします
- 目標Ⅳ 豊かな自然を守り育てるまちにします
- 目標Ⅴ 地球環境にやさしいまちにします

資料

- (資料1) 中野市環境基本条例
- (資料2) 環境用語解説



第1章 環境基本計画の概要

本書は、「第2次中野市環境基本計画」に定める年次報告書として、2022年度（令和4年度）における中野市の環境保全に関する施策の実施状況等を取りまとめたものです。

1. 環境基本計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

中野市は、市の中央を南北に流れる千曲川や支流の夜間瀬川、斑尾川、市の北にそびえる高社山や斑尾山など、水や緑に恵まれた豊かな自然が広がるまちです。

この恵まれた自然環境を守り、より良い状態で将来世代へ引き継いでいくために、中野市環境基本条例に基づき、2008年（平成20年）3月に「中野市環境基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、各種取組を進めてきました。

前計画策定から10年が経過し、この間も環境問題は地球規模で深刻化が進み、加えて東日本大震災に起因する放射性物質による環境汚染やエネルギー問題など、新たな環境問題にも直面しています。

このような状況のもと、これまで以上に環境に配慮した行動が必要となることから、2018年（平成30年）3月に「第2次中野市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

(2) 計画策定の目的

本計画は、中野市環境基本条例に掲げた3つの基本理念の実現をめざして、本市の環境の保全を市民・事業者・市が協力して総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。

中野市環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全は、市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全は、すべての者の公平な役割分担のもと、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行わなければならない。

(3) 計画の位置づけ

本計画は「中野市環境基本条例」に基づき策定するものであり、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

国・県の法律・条例及び関連計画並びに市の最上位計画である「第2次中野市総合計画」をはじめとして、本市が策定している構想・計画等と整合を図ります。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までの10年間とし、「第2次中野市総合計画」と連携して計画を進めます。

また、社会情勢や本市を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しをします。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
環境基本 計 画	前計画		本 計 画 期 間 (必要に応じて見直し)										次 期 計 画
	第2次基本構想(10年間)												次 期 計 画
総合計画	前期基本計画(6年間)						後期基本計画(4年間)						
	実施計画 毎年ローリング(3年間)												

(5) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、中野市全域とします。ただし、市域を超えて取り組む必要がある課題については、国・県・近隣市町村との連携を視野に入れて進めます。

また、対象とする環境の範囲は、循環型社会、生活環境、自然環境、地球環境の部分を対象とするとともに、環境教育や市民・事業者・市が協働した環境保全活動など、環境に関連を持つ分野も対象とします。

区 分	対 象
環境教育・協働推進	環境学習、環境保全活動 など
循環型社会	廃棄物、資源循環、不法投棄、環境美化 など
生活環境	公害、上下水道、緑化、景観 など
自然環境	農地、森林、生物多様性 など
地球環境	地球温暖化、エネルギー、交通 など

2. 計画の目標

(1) めざす環境像

「めざす環境像」は、本計画を実施していくことにより、将来の中野市がどのような環境のまちとなることをめざすのかを示しています。

中野市の恵まれた自然環境を守り、将来に継承していく。また、環境をよくしていくための変化をめざす。その決意表明をし、自ら行動をはじめるとして環境像の理念（考え方）とし、「めざす環境像」は次のとおりとします。

緑豊かなふるさとを共につくるまち なかの

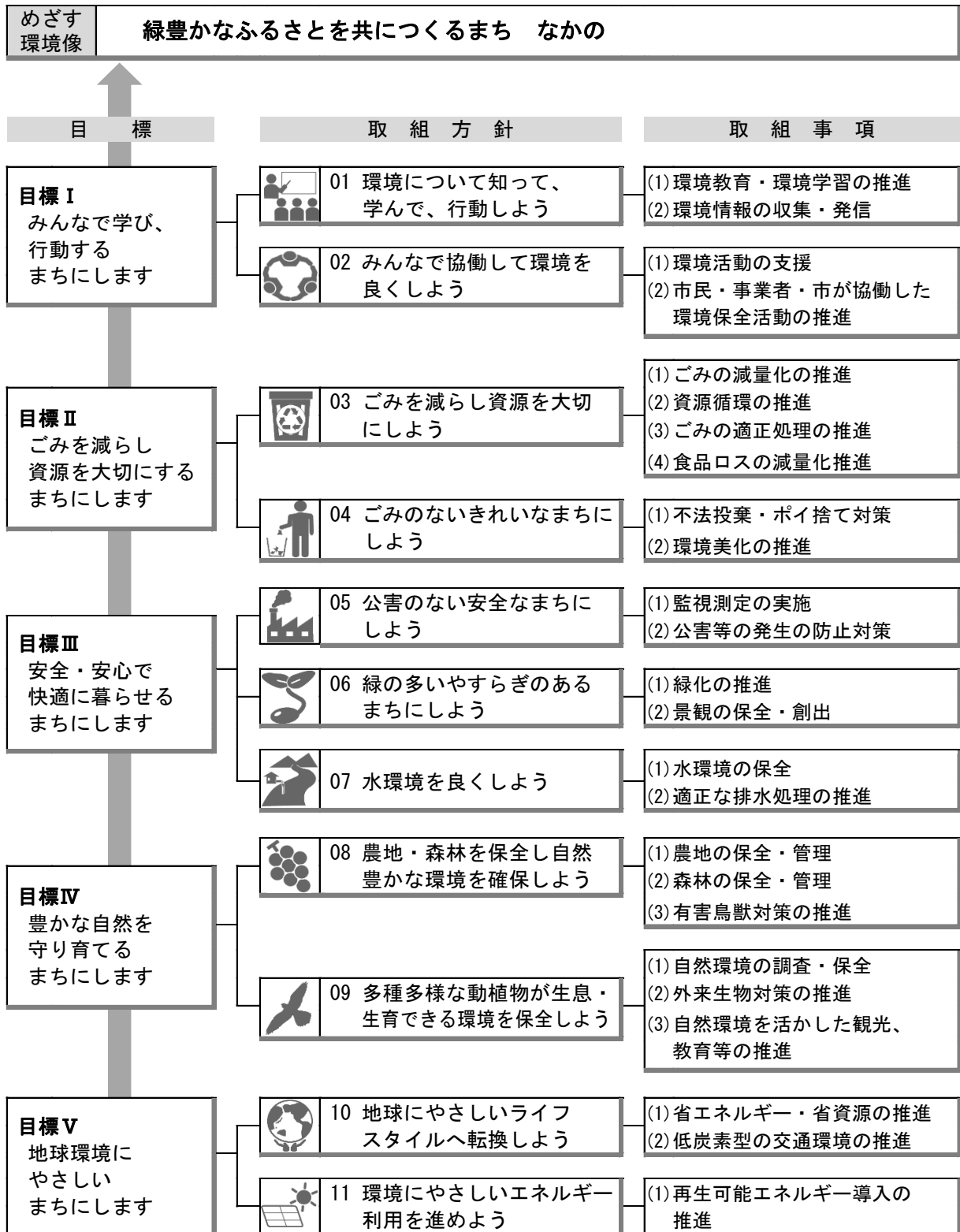
(2) 基本目標

「めざす環境像」を表現するために、5つの目標を定め取組を推進していきます。

基本目標Ⅰ	みんなで学び、行動するまちにします みんなが環境に関心を持ち、中野市の良好な環境を将来世代に継承するために、協力しながら環境について学習し、実践していくまちをつくりまします。
基本目標Ⅱ	ごみを減らし資源を大切にすまちにします これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型の社会へと転換し、資源の無駄遣いをなくすとともに、ごみのないきれいなまちをつくりまします。
基本目標Ⅲ	安全・安心で快適に暮らせるまちにします 水質汚濁や悪臭、騒音などの公害がなく、緑が豊かで水が清らかな安心して暮らせるまちをつくりまします。
基本目標Ⅳ	豊かな自然を守り育てるまちにします 農地や森林が農林業の場として、また多面的機能を発揮する場として活かされ、生物の多様性が確保されるまちをつくりまします。
基本目標Ⅴ	地球環境にやさしいまちにします これまでのライフスタイルを見つめ直し、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用などで、地球温暖化防止の取組を進めるまちをつくりまします。

3. 施策の体系

「めざす環境像」を実現するための取組について、以下の体系で進めていきます。



第2章 2022年度(令和4年度)に実施した取組内容

4ページに示した施策の体系に基づくそれぞれの「取組方針」ごとに「環境面での指標」や「取組項目」が定められています。

この環境白書は、主に本計画の5年目である令和4年度に実施された主な取組を「取組方針」ごとにまとめ、以下のとおり環境指標と共に示しました。

目標Ⅰ みんなで学び、行動するまちにします

取組方針

01 環境について知って、学んで、行動しよう

取組事項

- (1) 環境教育・環境学習の推進
- (2) 環境情報の収集・発信

2022年度(令和4年度)の取組内容

環境面での指標	現状値 (H28年度)	実績 (R4年度)	中間目標 (R4年度)	計画目標 (R9年度)
環境に関する体験活動を実施する団体数	80%	59%	83%	85%
十三崖チョウゲンボウ探鳥会等の開催	年2回	年2回	年3回	年3回
十三崖チョウゲンボウ応援団ニュースレターの発行	年3回	年2回	年4回	年4回
自然環境に関する講座、施設見学、イベント等の開催	年34回	年37回	年38回	年38回
環境に関するSNS投稿	年35件	年15件	年50件	年70件
広報紙への環境に関する記事掲載	年11回	年15回	年15回	年15回
自然環境関係書籍の收藏数	1,101点	1,262点	1,236点	1,371点

■ 環境学習の実施

- 市では、自然観察会や子供教室など自然に親しむイベントや教室を開催し、豊かな自然にふれあい、自然環境保全の意識を高めました。(P6～8 参照)
- 市内各小中学校では、教科学習や栽培活動、社会見学、児童会・生徒会活動など体験学習を通じて、自然環境や限りある資源を大切にすることを学びました。(P9～13 参照)
- 市内小学5年生を対象に、環境学習の副読本として、地球温暖化や身近な環境問題などを解説した「ふるさと環境白書」を発行・配布しました。

2022 年度(令和4年度) 環境学習・イベント等開催内容

イベント等の名称	内容(実施日時等)	回数
星空観望会(博物館)	<p>○ 比較的光害の影響の少ない高台に位置する博物館で、大型望遠鏡などを使い星空の観察会を行いました。</p> <p>① 春のほしぞらをみよう！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施日：4月30日(土)、参加者35人 <p>② 夏のほしぞらをみよう！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施日：7月30日(土)、参加者30人 <p>※ 併せて天文講演会「いちばん遠くの銀河を探そう！～最遠方天体発見の歴史～」を実施しました。</p> <p>③ 早春のほしぞらをみよう！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施日：3月25日(土)、参加者15人 	3回
中野市の野鳥を科学する(博物館)	<p>○ 中野市の夏鳥・冬鳥の渡来や渡去時期の特性を調べました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施日：4月16日(土)14人、5月21日(土)12人、6月18日(土)14人、7月16日(土)15人、8月20日(土)15人、9月17日(土)6人、10月15日(土)14人、11月19日(土)13人、12月17日(土)11人、1月21日(土)15人、2月18日(土)13人、3月18日(土)4人 <p style="text-align: right;">参加者合計146人</p>	12回
身近な植物から考える中野市の自然(博物館)	<p>○ ふるさとの森文化公園内の植物の分布調査を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施日：4月23日(土)7人、5月28日(土)6人、6月25日(土)6人、7月23日(土)5人、8月27日(土)4人、9月17日(土)6人、10月22日(土)6人、11月26日(土)6人、1月28日(土)1人、2月25日(土)4人 <p style="text-align: right;">参加者合計51人</p>	10回
十三崖チョウゲンボウ探鳥会(生涯学習課)	<p>○ 天然記念物について学び、河川に生息する鳥類を観察しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施日：5月28日(土)、参加者40人 	1回
十三崖チョウゲンボウ応援団かん木伐採作業(生涯学習課)	<p>○ 令和4年度は開催しませんでした。</p>	0回
十三崖チョウゲンボウ応援団勉強会(生涯学習課)	<p>○ 自然環境について学び、会の活動について議論・検討を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施日：3月19日(日)、参加者19人 	1回

2022 年度(令和4年度) 環境学習・イベント等開催内容

イベント等の名称	内容(実施日時等)	回数
生きがづくり講座 (北部公民館)	○ 市民対象の生きがづくり講座として、地元自然や文化を親しむ講座を開催しました。 ① 高社山麓名所めぐり ・ 実施日：5月20日(木)、参加者：18人 ② 柳沢名所トレッキング ・ 実施日：10月15日(金)、参加者：22人 2回	2回
緑化苗木頒布会 (農業振興課)	○ 各家庭の緑化を推進するため、応募者の中から抽選により時間帯別のグループに分け、ドライブスルー形式により開催しました。 ・ 実施日：5月21日(土)、参加者：190世帯190人	1回
生きがづくり・教養講座 「ふるさとの森を歩こう」 (農業振興課)	○ 自然観察をしながら斑尾山麓を歩き、ふるさとの山に親しむ講座を開催しました。 ① ふるさとの森を歩こう ・ 実施日：5月21日(水)、参加者数：15人	1回
生きがづくり・教養講座 「一本木公園バラめぐり」 (農業振興課)	○ 一本木公園のバラを講師の解説で鑑賞し、バラに親しむ講座を開催しました。 ① 一本木公園バラめぐり ・ 実施日：6月22日(木)、参加者：15人	1回
生きがづくり・教養講座 「笠倉・琵琶島トレッキング」 (農業振興課)	○ 自然観察をしながら笠倉・琵琶島を歩き、ふるさとの自然に親しむ講座を開催しました。 ① 笠倉・琵琶島トレッキング ・ 実施日：10月27日(金)、参加者：18人	1回
皆既月食観察会 (博物館)	○ 皆既月食の様子を月の出から月食が終わるまで観察しました。 ・ 実施日：11月8日(火)、参加者：52人	1回
ふるさとのホテルを楽しむ会 (中央公民館)	○ 市民を対象にホテルの生態を学び環境問題を考えてもらうため「ホテル観察会」を中野ホテルの会と共催で開催しました。 ① ホテル観察会 ・ 実施日：6月18日(土)、参加者：30人	1回
花のまちづくり事業 (西部公民館)	○ 文化祭前に地区の子ども会に協力してもらい、公民館の花壇とプランターに花苗を植えてもらいました。 ・ 実施日：10月22日(土)、参加者：12人	1回
親子体験教室 「あるある探検隊」 (北部公民館)	○ 市内小学生親子を対象に、自然と親しむ体験をするため、親子体験教室を開催しました。 ① 干し柿づくり ・ 実施日：10月30日(土)、参加者：30人	1回

2022 年度(令和4年度) 環境学習・イベント等開催内容

イベントの名称	内容（実施日時等）	回数
部分月食観察会 （博物館）	○ 部分月食の様子を月食が終わるまで観察しました。 ・ 実施日：11月8日(火)、参加者：52人	1回
中野市シニア大学 （中央公民館）	○ 市民にとって身近な山である「高社山」について、登山道から見える歴史や高山植物から温暖化の影響を学びました。 ・ 実施日：12月9日(木)、参加者：32人	1回
衛生業務研修会 （生活環境課）	○ ごみの分別やごみステーションの管理等、衛生業務に関して研修会を開催しました。 ・ 実施日：3月22日(水)、対象者76人(各地区衛生部長)	1回

令和4年度各小中学校で行われた環境学習の内容

学校名	環 境 学 習 の 内 容
中野 小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 理科 チョウを育てよう、身近な自然の観察（3年） ・ 理科 季節の生き物のくらし（4年） ・ 社会科 水はどこから、ごみの処理と利用 東山クリーンセンターの見学（4年） ・ 理科 生命の発生と誕生（5年） ・ 社会科 私たちの生活と環境（5年） ・ 家庭科 始めてみようクッキング、片づけよう身の回りの物、寒い季節を快適に（5年） ・ 理科 生き物と自然・人と自然（6年） ・ 家庭科 きれいにしようクリーン大作戦、暑い季節を快適に、共に生きる生活、考えようこれからの生活（6年） ○ 栽培活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学級花壇 ・ 学級農園（リンゴ・稲・野菜・サツマイモ等、特別支援・1・2・3年） ・ 一人一鉢栽培（1年：アサガオ、2年：ミニトマト、3年：ホウセンカ） ・ 米作り（5年） ○ 児童会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 牛乳パック、アルミ缶、古紙、インクカートリッジ回収 ・ 学級花壇やプランターの花作り
日野 小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科教育活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 美化活動の実施 隔週木曜日（朝の活動）校庭や花壇・畑の草取り など ・ 生活科 花壇（1、2年） ・ 社会科 ごみ問題、水の浄化活動に関わる学習（4年） （東山クリーンセンター、浄水場、下水処理場等の見学） ・ 社会科 私たちの生活と環境（5年） ・ 家庭科 住まい方の工夫「冬」、物を生かす工夫（5年） ・ 理科 生き物と自然・人と自然（6年） ・ 家庭科 住まい方の工夫「夏」、そうじの仕方（6年） ○ 児童会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域清掃 ・ 花の栽培（サルビア、マリーゴールド、日々草、ペチュニア など） ・ プランター花作り（サルビア、マリーゴールド、パンジー、日々草 など） ○ 栽培活動（アサガオ、ひまわり、ホウセンカ、キャベツなど） <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学年でサツマイモ、トウモロコシ、大豆、ジャガイモなど ○ みどりの少年団の活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ シイタケ栽培、銀杏取り ○ 学級活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ みどりのカーテン（ヘチマ）づくり

令和4年度各小中学校で行われた環境学習の内容

学校名	環 境 学 習 の 内 容
日 野 小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり鉢(1～5年 卒業式・入学式に向けてパンジー)栽培 ・ アジサイ苗育成 ○ 地域での活動 ・ 地域清掃
延 徳 小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科学習 ・ 社会科 住みよい暮らしをつくる(4年) (浄水場、下水処理場、東山クリーンセンター見学) ・ 社会科 私たちの生活と環境(5年) ・ 家庭科 調理、住居、環境整備の関連の単元(5・6年) ・ 理科 身近な自然の観察、花・チョウを育てよう(3年) ・ 理科 季節の生き物の暮らし(4年) ・ 理科 植物の成長(5年) ・ 理科 生き物と自然、人と環境(6年) ○ 総合的な学習の時間・特別活動 ・ 各学年 学級園や学校花壇での野菜栽培、花栽培、手入れ ・ アサガオ栽培(一人一鉢)～全校アサガオ展～ ・ 大賀ハス、たんぼ水族館の学習(2～4年) ・ 米作り(5年) ・ 桜沢駅清掃(6年) ○ 児童会・地区子ども会活動 ・ アルミ缶、牛乳パック集め～リサイクル活動～ ・ 月1ごみ拾い登校(4～10月) ・ プランターでの花栽培 ○ みどりの少年団活動 ・ 花苗植え(春、秋)茸駒打ち
平 野 小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童会の取組み ・ 年間を通してアルミ缶を収集し、収益金で活動費に充当 回収週間を設定し、子どもたちへ呼びかけをしている ・ 学校花壇づくり ○ 教科学習、遠足・社会見学等 ・ 文化公園で自然に親しむ活動(1年) ・ 校内の水道の仕組みを通して、節水について考える(3年) ・ 東山クリーンセンター、浄水場の見学を通して、ごみやリサイクルなど、 環境問題について考える(4年) ・ 高原学習で志賀高原周辺の地形や動植物の観察、清水公園の湧水観察(5年) ・ 生き物と自然、人と環境の理科学習を通して環境について考える(6年)

令和4年度各小中学校で行われた環境学習の内容

学校名	環 境 学 習 の 内 容
平野 小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ クリーンタイム ・ 学校敷地内の草取り、石拾い、ごみ拾い ○ 生活・総合的な学習 ・ 学級での花壇づくり ・ 一人一鉢花の栽培 ・ 畑や水田での栽培活動（米、サツマイモ、野菜類） ○ P T Aとの連携 ・ 親子環境整備作業（春：6年保護者・児童、秋：5年保護者・児童）
高丘 小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科学習 ・ アサガオ、野菜栽培（1年） ・ ホウセンカー一人一鉢栽培、モンシロチョウの観察のためのキャベツ栽培（3年） ・ 観察のためのヘチマ栽培（4年） ・ 家庭科でリサイクル活動についての学習（6年） ・ 季節の野菜栽培（特別支援学級） ○ 児童会活動 ・ 学校農園のサツマイモの栽培（全校） ・ チューリップ、マリーゴールド、パンジーの花壇づくり（花と生き物委員会） ・ 校内の特別教室の窓ふき活動（児童会） ・ イモリ、ウーパールーパー、めだかの生き物の飼育（花と生き物委員会を中心に全校） ○ 総合的な学習の時間・学級活動 ・ 大豆栽培（2・3年） ・ やぎの飼育（3年） ・ 果樹栽培（リンゴ）（5年） ○ 環境整備活動 ・ カンナの花壇づくり（3～6年） ・ みどりの時間の校内草取り、環境整備等（全校） ・ めだか池、身近な生き物の整備と観察（全校） ・ 人権の花の花壇づくり（全校） ・ 巻き芯エコプロジェクトへの参加（全校）
高社 小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 栽培・農業体験活動 ・ プランター栽培（パンジーなど）（4年） ・ 児童委員会による花壇づくり（マリーゴールドなど） ・ 各学級の計画による野菜栽培（サツマイモ・トマト・トウモロコシ・ナスなど） ・ リンゴづくり（花粉付け・摘果・袋掛け・収穫体験） ・ 米作り（田おこし・代掻き・田植え・水見・草取り・収穫など）（5年） ○ 環境美化活動 ・ P T A資源回収

令和4年度各小中学校で行われた環境学習の内容

学校名	環 境 学 習 の 内 容
高 社 小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空きアルミ缶の回収（児童委員会を中心に回収作業を行った） ○ 環境学習・地域学習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東山クリーンセンター、大俣最終処分所の見学（4年） ・ 壁田城址カタクリ群生地見学（特別支援学級） ・ クラブ活動（自然エネルギークラブ）
豊 田 小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活科 アサガオ栽培、学校探検（1年） ・ 社会科 豊井地区探検（3年） 住みよい暮らしをつくる（4年） 東山クリーンセンター、豊田集落排水処理場、田麦浄水場、下水処理場の見学 ・ 理科 ヒマワリ、ホウセンカの栽培（3年） へちまの栽培（4年） めだかの飼育（5年） 生き物と自然・人と環境 ・ 家庭科 物を生かして住みやすく（5年） 夏を涼しくさわやかに（6年） ○ 栽培活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の畑での野菜栽培（全学年） ・ 緑のカーテンづくり（1年） ・ 信州ふるさとネットワークさんとの大豆収穫体験（2年） ・ 伝統野菜の栽培活動と調理（2～4・6年） ○ 環境美化活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 花壇、プランターづくり（4年） ・ 中庭づくり（4～6年、ふるさと学級、なかよし学級） ・ ありがとう豊田小学校感謝の清掃（6年）
南 宮 中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化委員会による学校花壇づくり ・ 奉仕委員会によるアルミ缶の回収 ・ 奉仕委員会によるフードドライブ ・ 厚生委員会による牛乳パックの回収 ・ 印刷物再利用 ・ 電気や灯油等の省エネ推進
中野平 中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域と共に行う緑化活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源回収（5月） ・ 環境美化作業（地域の方による草取り、剪定など） ○ 学年、学級活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの分別 ・ 節電、灯油の省エネ

令和4年度各小中学校で行われた環境学習の内容

学校名	環 境 学 習 の 内 容
中野平 中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷用紙再生利用（片面白紙は再利用、他は資源回収へ） ・ アルミ缶回収（生徒会福祉委員会の活動に学級単位で協力） ○ 生徒会 <ul style="list-style-type: none"> ・ アルミ缶回収（毎日） ・ 緑化委員会による学校花壇づくり・プランターによる花づくり、管理 ・ 「中野平中勤労の日」環境美化の草取り（文化祭前に実施） ・ ペットボトルキャップの回収（文化祭前に実施） ・ インクカートリッジの回収（毎日） ・ 気候変動への意識、節電カレンダー等による節電の取り組み
高 社 中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会科（地理） 世界、日本の環境問題 ・ 理科 自然環境を守る ・ 家庭科 自然に優しい生活の工夫 ○ 生徒会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常時のごみ分別減量、節電、空き缶回収 ・ 校地内緑化活動（花壇やプランターによる花づくり） ○ 学校行事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境整備作業（草刈り、落ち葉片付け） ○ 総合的な学習の時間 <ul style="list-style-type: none"> ・ SDG s を中核にした3年間で系統立てた活動 ・ 山ノ内町志賀高原でSDG s 体験を中心とした1泊2日の研修旅行を実施し、中野市のSDG s 自慢について調査・研究をして、その成果を学校祭で発表した（1年） ・ 糸魚川市、白馬村でSDG s に関わる1泊2日の研修旅行を実施し、中野市のSDG s と比較して、その成果を学校祭で発表した（2年） ・ 修学旅行2日目にSDG s に関わるグループ・個人テーマで研修を行い、その成果と3年間の学習を踏まえて中野市にSDG s に関わる提案を行った（3年）
豊 田 中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国語 モアイは語る、クマゼミの増加の原因を探る（2年） ・ 社会 世界各地の人々の生活と環境（地理） これからの経済と社会（公民） ・ 理科 自然と人間（3年） ・ 英語 program2 Leave only footprints（2年） program6 The great pacific garbage patch（3年） ・ 家庭科 消費者の権利と責任（2年） ○ 生徒会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ エコキャップ回収 ・ 玄関周辺等の道路及び用水路のごみ拾い ○ 学校行事 <ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと清掃（学校周辺の道路及び用水路のごみ拾い）

02 みんなで協働して環境を良くしよう



取組事項

- (1) 環境教育・環境学習の推進
- (2) 環境情報の収集・発信

2022年度（令和4年度）の取組内容

環境面での指標	現状値 (H28年度)	実績 (R4年度)	中間目標 (R4年度)	計画目標 (R9年度)
NPO等の活動内容や支援に対する情報発信回数	年2回	年1回	年3回	年4回
市内に事業所のある環境分野で活動するNPO法人数	1団体	1団体	2団体	3団体
国際規格ISO等取得支援補助金の交付件数（累計）	35件	39件	41件	46件
駐輪場数	8件	8件	8件	8件

■ 具体的な取組

- NPO及びボランティアで活用が見込まれる補助事業等の情報をまとめ、市公式ホームページに掲載しました。
- 中野市勤労者居住地協会による駐輪場の清掃及び自転車の整理整頓を2回実施しました。
- 河川の清掃、草刈りなどの河川愛護活動を行った24団体に52.8万円の報奨金を交付しました。この河川愛護活動には、延べ4,309人が参加しました。



河川除草作業

■ 課題と今後取り組むべき方向性

- NPO法人以外のボランティア団体等の把握は困難ですが、団体等と関係する部署と連絡を密にし、環境に関係する団体の把握に努める必要があります。
- 市内に事務所を有するNPO法人12団体のうち、環境分野を主に活動している法人は1団体でコロナ禍ではありますが、団体数が増加するよう、有益な情報を提供していく必要があります。
- 河川の環境整備活動を支援することで、各河川愛護団体が持っている河川の環境美化に対する意識の高揚に一定の成果を得ているため、今後も報奨金を交付し、市民の環境美化意識の高揚に努めていく必要があります。

目標Ⅱ ごみを減らし資源を大切にすまちにします

取組方針

03 ごみを減らし資源を大切にしよう



取組事項

- (1) ごみの減量化の推進
- (2) 資源循環の推進
- (3) ごみの適正処理の推進
- (4) 食品ロスの減量化推進

2022年度（令和4年度）の取組内容

環境面での指標	現 状 値 (H28年度)	実績 (R4年度)	中間目標 (R4年度)	計画目標 (R9年度)
ごみの排出量	13,233 t	12,110 t	13,219 t	13,207t
生ごみ堆肥化機器等設置件数(累計)	354 件	562 件	504 件	629 件
リサイクル率	14.3%	9.6%	15.0%	17.0%

■ 一般廃棄物処理基本計画・実施計画

市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、2016年（平成28年）3月に「中野市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、令和3年3月に改訂しました。

この計画は、本市における一般廃棄物の排出抑制、再使用、適正処分などについて、計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、これらを具体化するための施策などを取りまとめたものです。

また、ごみ処理計画量や排出抑制・減量化の方策などを定めた「一般廃棄物処理実施計画」を毎年度策定し、公表しています。

中野市一般廃棄物処理基本計画の概要

◇計画期間 2016年度（平成28年度）から2030年度（令和12年度）まで

◇計画概要

ごみ処理基本計画の目標値

- ・総排出量：2014年度（平成26年度）実績値の10.57%（1,312 t）減少
- ・リサイクル率：2014年度（平成26年度）実績値からの減少を6.89%に抑制

生活排水処理基本計画の目標値

生活排水処理率を2025年度（令和7年度）に90.9%まで増加

※2014年度（平成26年度）実績値から4.7%増

■ 生ごみ削減の取組

○ 生ごみ堆肥化機器等購入費助成金

市では、一般家庭から排出される生ごみを堆肥化・減量化する機器等を購入した方に対して、購入費の一部を助成しました。

補助件数（過去5年間）

年度	件数（機器等の購入台数）				市補助金 （円）
	コンポスト	電気式	ぼかし容器	計	
H30	24	10	6	40	226,905
R1	22	6	1	29	179,914
R2	33	9	3	45	260,562
R3	31	12	0	43	298,397
R4	51	12	0	63	370,524

○ せん定枝粉碎機貸し出し事業

地域のバイオマスであるせん定枝の有効利用を図るため、ウッドチップパーの貸し出しを行いました。

年度	件数	リサイクル料(kg)
R3	14	443
R4	13	1188.7

■ ごみの排出量の推移

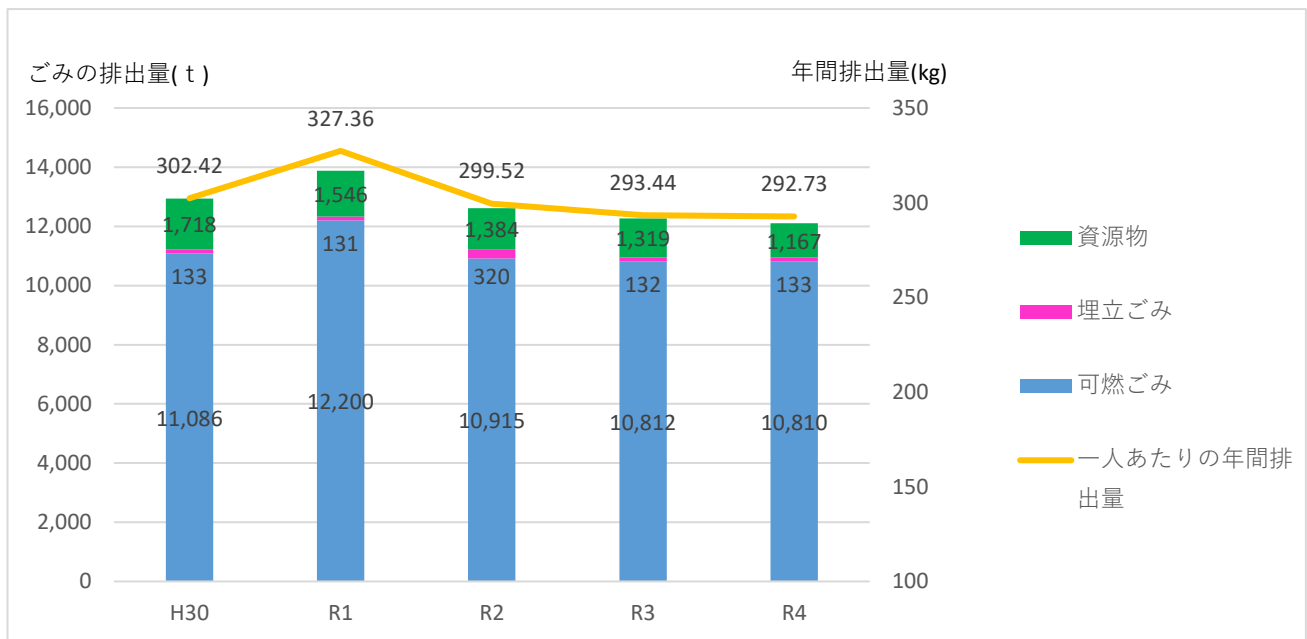
本市におけるごみの排出量は、12,000t 台を推移していますが、前年度に比べると、153t 減少しました。再資源化率 9.6%と前年比 1.2%低下しています。

年度	ごみの総排出量（t）					資源化率	一人あたりの 年間排出量 (kg)	一人1日あた りの排出量 (g)
	可燃ごみ	埋立ごみ	資源物		計			
			行政回収	団体回収				
H30	11,086	133	1,237	481	12,937	13.3%	302.42	828.55
R1	12,200	131	1,139	407	13,877	11.1%	327.36	894.44
R2	10,915	320	1,212	172	12,619	11.0%	299.52	820.60
R3	10,812	132	1,138	181	12,263	10.8%	293.44	803.95
R4	10,810	133	994	173	12,110	9.6%	292.73	802.00

※ 再資源化率＝資源物/ごみの総排出量×100

※ 一人あたりの年間排出量(kg)＝ごみの総排出量/人口×1,000

※ 一人1日あたりの排出量(g)＝一人あたりの年間排出量/365日(または366日)×1,000



■ 資源物の回収

○ 日曜回収の実施

市では、資源物回収を地区ごとに月1回実施していますが、朝の決められた時間に出すことができない家庭もあることから、市内スーパーマーケット等の協力により、駐車場の一部を借用して「資源物日曜回収」を実施しました。

○ 特別回収の実施

市では、通常はごみとして処理されている陶磁器をリサイクルするため、「資源物回収」を実施しました。

日曜回収・特別回収の実績

(単位：kg)

年 度	日曜回収						特別回収			計
	ペット ボトル	ビン	古紙	食用油	古着・古布	硬質プラス チック	硬質プ ラスチ ック	剪定枝	陶磁器	
H30	1,270	36,200	51,310	1,323	4,750	7,140	5,020	16,040	2,720	125,773
R1	1,220	28,350	42,730	613	5,513	6,810	4,330	19,440	2,506	111,512
R2	1,330	39,480	51,760	988	5,880	10,730	-	3,640	1,710	115,518
R3	1,270	42,050	44,670	615	10,270	10,170	-	-	2,068	111,113
R4	1,270	41,050	26,096	605	8,480	12,860	-	-	2,800	93,161

○ 団体回収

市では、廃棄物の再利用を促進しその減量化を図るため、資源として再利用できるダンボールや新聞紙などの団体回収活動を自主的に行う地域や学校などの団体に対し、報奨金を交付しました。

団体回収の実績

年度	交付団体数 (回数)	団体報奨金 支出額(円)	資源物(kg)			
			新聞紙	段ボール	雑誌・雑紙など	計
H30	14 団体(21 回)	1,443,090	276,430	67,600	137,000	481,030
R1	14 団体(21 回)	1,253,910	243,350	61,130	113,490	417,970
R2	6 団体(7 回)	515,280	87,710	28,210	55,840	171,760
R3	8 団体(10 回)	544,380	98,330	28,980	54,150	181,460
R4	9 団体(13 回)	520,320	99,770	27,220	46,450	173,440

○ 資源物等排出支援事業

市では、高齢者（65歳以上）等のみで構成され、資源物、有害ごみ、不燃性粗大ごみの排出が困難な世帯を対象に個別収集を行いました。

- ・対象（申込）世帯：118 世帯（令和4年度末）
- ・実施回数：資源物 12 回、有害ごみ 2 回、不燃性粗大ごみ 2 回

排出支援の実績

(単位：kg)

年度	びん	ペットボトル	白色トレイ	新聞紙	紙パック	ダンボール	雑誌・雑紙	不燃性粗大ごみ	有害ごみ	計
H30	457	96	8	2,894	23	406	2,206	208	72	6,370
R1	468	98	11	2,349	20	343	1,718	17	17	5,041
R2	509	84	8	2,199	20	362	1,110	20	57	4,369
R3	570	85	9	2,300	11	301	1,509	30	46	4,861
R4	741	158	21.4	3,251	9.4	438	1,629	0	53	6,300.8

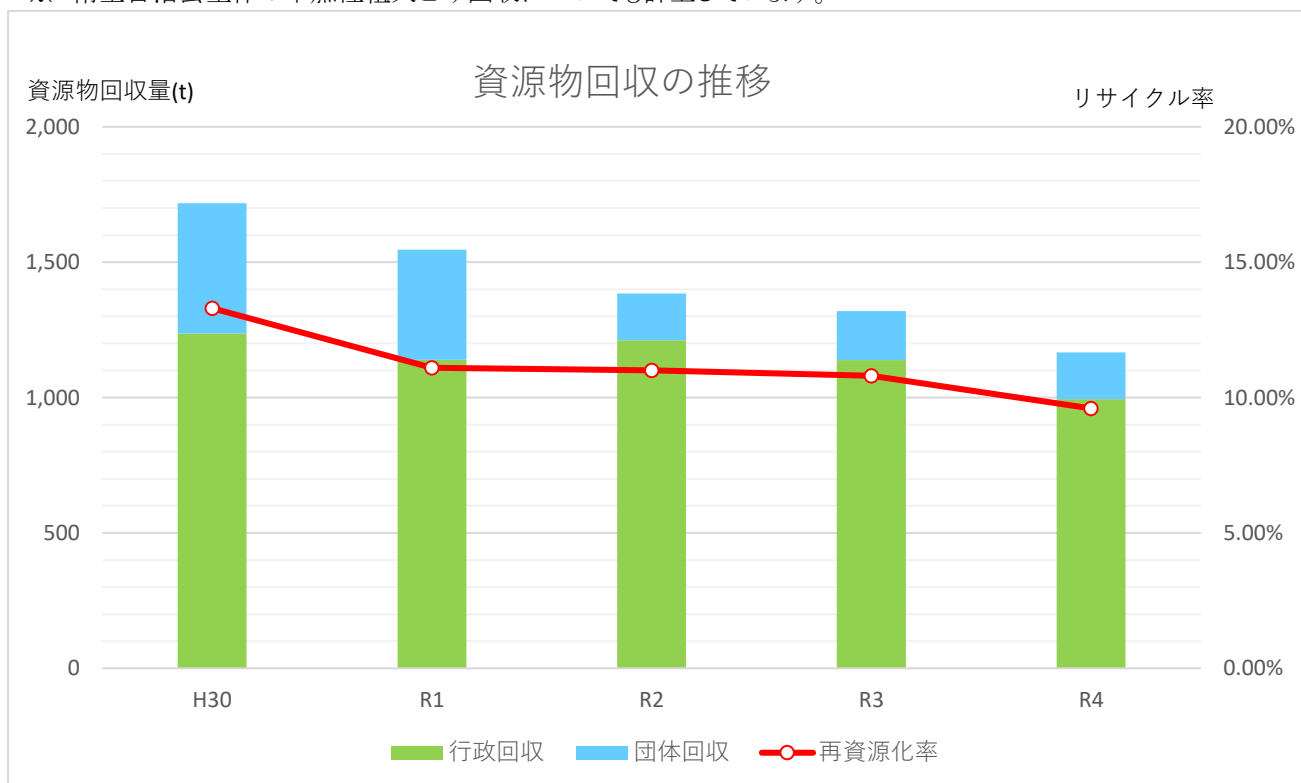
○ 資源物回収の推移

行政回収における資源物の内訳

(単位：)

種別	H29	H30	R1	R2	R3	R4
プラスチック製容器包装	264	262	273	280	286	291
金属	172	151	176	201	186	185
びん	192	172	177	183	167	173
ペットボトル	20	19	18	17	14	17
白色発砲トレイ	1	1	1	1	1	1
紙パック	2	2	2	2	2	1
段ボール	66	66	63	72	70	44
新聞紙	207	168	154	180	161	71
雑誌・雑がみ	193	150	155	165	151	147
古着・古布	5	5	6	6	10	8
剪定枝	15	16	19	4	0	0
食用油	1	1	1	1	1	1
硬質プラスチック製品	12	12	11	11	10	13
陶磁器	3	3	3	2	2	3
有害ごみ	19	19	18	18	18	16
不燃性粗大ごみ	※ 52	※ 84	※ 22	※ 26	※ 16	※ 23
計	1,224	1,131	1,099	1,169	1,095	994

※ 衛生自治会主体の不燃性粗大ごみ回収についても計上しています。



■ 下水汚泥の堆肥化

令和4年度に発生した下水道汚泥 2,523tのうち、2,308tを民間委託により堆肥化し、残りの215tはセメント原料化しました。

また、農業集落排水汚泥 597tのうち、414tを「未土利」として平岡堆肥化施設で堆肥化し、残りの183tは民間委託により堆肥化しました。



みどり
「未土利」

04 ごみのないきれいなまちにしよう

取組事項

- (1) 不法投棄・ポイ捨て対策
- (2) 環境美化の推進

2022年度（令和4年度）の取組内容

環境面での指標	現状値 (H28年度)	実績 (R4年度)	中間目標 (R4年度)	計画目標 (R9年度)
不法投棄発生件数	年 25 件	年 31 件	年 20 件	年 20 件
不法投棄及び野外焼却防止早朝・夜間パトロール実施回数	年 16 回	年 16 回	年 20 回	年 20 回
ポイ捨て防止看板の設置・管理	7 箇所	21 箇所	7 箇所	8 箇所
商工業施設の美化	年 8 件	年 8 件	年 8 件	年 8 件
登山道整備回数	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回
東山公園整備清掃	年 3 回	年 9 回	年 3 回	年 3 回
公衆トイレ清掃	月 10 回	月 10 回	月 10 回	月 10 回
高丘工業団地内緑地の草刈り	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回

■ 具体的な取組

- 施設の指定管理者及び関係団体と連携して、環境美化に努めました。
- 5月と11月に市民大清掃を実施し、市内一斉清掃活動を実施しました。
(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施については各区で判断していただきました。)
- 不法投棄等の監視

不法投棄や違法な野外焼却は、美しい自然の景観を損なうばかりでなく、付近に住む人々の生活環境を害し、環境保全の妨げになります。

市では、不法投棄や違法な野外焼却を未然に防ぐため、環境公害防止指導員、衛生自治会、市職員による夜間・早朝を含めた巡回、防止看板の設置等を実施しました。

◆不法投棄の罰則（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

- ・個人 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科
- ・法人 3億円以下の罰金

不法投棄発見数の推移（市受付分）

年度	発見 件数	主な投棄物（件数）										
		テレビ	エアコン	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 乾燥機	その他 家電製品	空き缶 空き瓶	タイヤ	自動車	自転車 バイク	その他 家庭ごみ	計
H29	44	5	0	6	2	6	59	17	0	1	77	173
H30	37	4	1	1	2	2	4	2	0	0	62	78
R1	15	7	0	2	5	7	4	4	0	0	17	46
R2	28	1	0	1	4	13	8	13	0	1	51	92
R3	28	1	0	0	0	6	1	8	0	0	17	33
R4	31	3	0	1	0	3	3	9	0	1	17	37

○ 住民による地域の美化活動

区などでは、市から地区の都市公園や河川公園等の施設管理を受託し、施設の清掃や草刈りなどを行い、地域の環境美化を図りました。

■ 課題と今後取り組むべき方向性

- 不法投棄防止の夜間早朝パトロールでは、担当地区の巡回だけでなく、過去の不法投棄のあった地点を地図化し、重点的なパトロールの実施を検討します。
- 今後も継続し、公衆衛生思想の普及と公害を未然に防止し、健康で清潔な生活環境の保全を行います。
- 一つのポイ捨てが、次のポイ捨てを誘発することから、ごみ拾いイベントなど、大勢の市民や関係団体と清掃活動を行い、ポイ捨てしにくいきれいな環境を保つための活動を行います。



不法投棄されたごみ

取組方針

05 公害のない安全なまちにしよう

取組事項

- (1) 監視測定の実施
- (2) 公害等の発生防止対策

2022年度（令和4年度）の取組内容

環境面での指標	現状値 (H28年度)	実績 (R4年度)	中間目標 (R4年度)	計画目標 (R9年度)
環境公害防止指導員委嘱数	14人	14人	14人	14人
公害苦情件数	年48件	年34件	年30件	年30件
BOD値が2mg/l以下(年平均)の河川の数	19河川	19河川	23河川	24河川
自動車騒音(面的評価)の環境基準達成状況	99.3%	99.4%	95%以上	95%
高丘工業団地内工場排水水質検査	年6回	年6回	年6回	年6回

■ 具体的な取組

○ 公害苦情対応

市では、公害に関する市民の皆さんからの相談に応じ、必要な調査や発生源者への指導・助言等を行いました。令和4年度は全体で65件、うち大気汚染（野外焼却）が25件、水質汚濁が19件と、大気汚染と水質汚濁はこの6年間で最も多くなりました。（P24を参照）

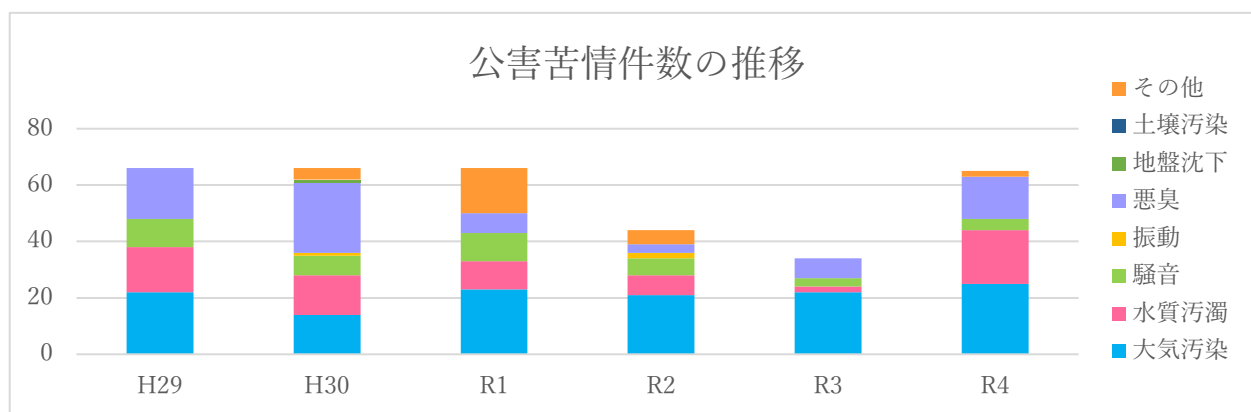


違法な不法焼却

公害苦情件数の推移

(単位：)

年数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	計
H29	22	16	10	0	18	0	0	0	66
H30	14	14	7	1	25	1	0	4	66
R1	23	10	10	0	7	0	0	16	66
R2	21	7	6	2	3	0	0	5	44
R3	22	2	3	0	7	0	0	0	34
R4	25	19	4	0	15	0	0	2	65



○ 環境測定の実施

市では、水質汚濁や騒音公害などの防止のため、一般河川等の水質検査及び自動車交通騒音の測定を定期的に行っています。(結果はP26～28を参照)

○ 空間放射線量の測定

市では、東日本大震災に起因した原子力発電所の事故による放射能汚染に対して、2011年(平成23年)9月から市内の公共施設において空間放射線量測定を実施し、測定結果を市公式ホームページなどで情報提供を行っています。なお、測定結果については、すべての地点において国際放射線防護委員会(ICRP)が2001年(平成13年)に勧告した年間被ばく限量(自然放射線を除き1mSv)の時間換算値(0.19 μ Sv/h)を下回っています。

令和4年度市内公共施設等の空間放射線量測定結果

測定施設	測定頻度	測定回数	測定値(μ Sv/h)
本庁舎 【駐車場 地上1m】	月1回	12回	0.04~0.06
豊田支所 【駐車場 地上1m】	月1回	12回	0.03~0.06
保育所・幼稚園・認定こども園(市内14箇所) 【園庭 地表面】	1年に1回	1回	0.03~0.06
小・中学校(市内10箇所)※ 【グラウンド 地表面】	1年に1回	1回	0.05~0.07

※ 豊田小学校及び豊田中学校は、グラウンドを共有しているため、測定施設数は10箇所です。

06 緑の多いやすらぎのあるまちにしよう



取組事項

- (1) 緑化の推進
- (2) 景観の保全・創出

2022 年度（令和 4 年度）の取組内容

環境面での指標	現状値 (H28 年度)	実績 (R 4 年度)	中間目標 (R 4 年度)	計画目標 (R 9 年度)
森林面積	4,620.59ha	4,582.75ha	4,620.59ha	4,620.59ha
花苗の支給	年 121 団体 年 62,336 株	年 120 団体 年 60,000 株	年 120 団体 年 60,000 株	年 120 団体 年 60,000 株
景観・美化推進のためのイベント	年 3 回	年 3 回	年 3 回	年 3 回

■ 具体的な取組

○ 緑化苗木頒布会

市民の緑化活動を推進するとともに、緑豊かな住みよい郷土づくり、森林愛護思想の普及啓発を図るため、「緑の募金交付金」を活用し、5月21日（土）にドライブスルー形式による緑化苗木の頒布会を開催し、苗木400本を無償配布しました。



■ 課題と今後取り組むべき方向性

- 家庭での緑化を推進するとともに、公共施設等における推進方法について検討していきます。

07 水環境を良くしよう

取組事項

- (1) 水環境の保全
- (2) 適正な排水処理の推進

2022 年度（令和 4 年度）の取組内容

環境面での指標		現状値 (H28 年度)	実績 (R 4 年度)	中間目標 (R 4 年度)	計画目標 (R 9 年度)
浄化槽設置整備事業補助件数		1 基	2 基	4 基	4 基
底抜き工法で施工した道路側溝の延長距離		L=130m	L=118m	L=20m	L=20m
路面排水のための側溝に設置した浸透マスの箇所数		4 箇所	0 箇所	2 箇所	2 箇所
雨水貯留施設設置補助件数		3 件	年 11 件	6 件	6 件
下水道普及率	公共・特環	67.8%	70.2%	67.8%	74.6%
	農集	27.8%	25.5%	26.2%	19.6%
	浄化槽	1.3%	1.2%	2.5%	2.5%
下水道水洗化率	公共・特環	88.1%	91.3%	91.2%	91.3%
	農集	83.2%	84.6%	89.5%	84.6%

■ 具体的な取組

- 浄化槽設置事業補助金により、合併処理浄化槽の設置促進を行うとともに、浄化槽の適正な維持管理について、管理状況が不適切な管理者に対し直接指導を行いました。
- 側溝改修工事において、道路側溝を L=118m 底抜き工法で施工しました。
- 5月8日に水源施設及びその周辺の草刈りを行い、環境の維持管理に努めました。
- 雨水貯留施設の設置費用助成申請のあった者に対し、費用の助成を行いました。

■ 課題と今後取り組むべき方向性

- 引き続き、水洗化率が市平均以下の地区に対し、水洗化啓発を行います。
- 雨水貯留施設設置助成制度について、広報なかのへの掲載やチラシの配布などを行い、周知を図ります。
- 水害の発生しやすい地域を中心に道路側溝や浸透マスの施工箇所を検討し、取り組んでいきます。
- 引き続き、水源施設及び周辺の水環境保全に努めます。

令和4年度 中野市一般河川等水質検査結果一覧表（年間平均）

(1) 河川

① 水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている河川

水域名	調査地点	類型	pH 水素イオン濃度	DO 溶存酸素 [mg/ℓ]	SS 浮遊物質量 [mg/ℓ]	BOD 生物化学的酸素要求用 [mg/ℓ]	大腸菌数 [CFU/100ml]
千曲川	古牧橋（壁田）	A	7.5	9.3	34 ▲	1.3	155
夜間瀬川	折橋（柳沢）	A	7.6	9.4	3	0.7	51
生活環境保全に関する環境基準		A	6.5～8.5	7.5以上	25以下	2以下	300以下

（▲は環境基準値超過）

② 水質に係る環境基準の水域類型が指定されていない河川

水域名	調査地点	類型	pH 水素イオン濃度	DO 溶存酸素 [mg/ℓ]	SS 浮遊物質量 [mg/ℓ]	BOD 生物化学的酸素要求用 [mg/ℓ]	大腸菌数 [CFU/100ml]	カドミウム [mg/ℓ]	シアン [mg/ℓ]	鉛 [mg/ℓ]	六価クロム [mg/ℓ]	ひ素 [mg/ℓ]	水銀 [mg/ℓ]
内川	内川橋（壁田）	-	7.4	9.3	3	0.7	677						
十二川	小田中大橋（小田中）	-	7.5	9.5	6	2	842						
真引川	小沼大橋（三ツ和）	-	7.2	6.3	12	3.1	308						
片塩	長丘第4揚水機場前（片塩）	-	7.4	9.1	5	1.4	805						
江部川	大正橋（江部）	-	7.5	9.8	4	1	378						
草間川	向田橋（草間）	-	7.3	9	5	1	460						
藤井川	上信越道高架橋下（立ヶ花）	-	7.3	6.6	11	2.4	470						
斑川	毛の川橋（六田）	-	7.7	10	13	0.8	138						
斑尾川	斑尾橋（豊津）	-	7.7	10.2	13	1	145						
本沢川	本沢橋（上今井）	-	7.9	10.3	15	0.9	324						
権現ノ木川	砂山交差点西（江部）	-	7.4	8.5	4	1.5	119						
深沢川	深沢区コミュニティセンター前（深沢）	-	7.7	8.9	2	1.3	203						
滝ノ沢川	千曲川合流手前（柳沢）	-	7.6	9.3	1	0.7	54						
清水川	千曲川合流手前（栗林）	-	7.3	7.7	49	5	1025						
長沢川	長沢橋（永江）	-	7.6	10.2	12	0.7	114						
美沢川	美沢バス停留所前	-	7.7	9.6	9	0.7	88						
更科堰	高速バス停留所前（更科）	-	7.5	9.4	5	0.9	91						
西条堰	篠井川合流手前（新保）	-	7.5	9.3	2	0.9	253						
廓清水川	千曲川合流手前（厚良）	-	7.6	8.4	24	1.3	1201						
笹川	夜間瀬川合流手前（山ノ内町夜間瀬）	-	7.5	9.8	5	0.8	151						
谷沢川	南永江橋（永江）	-	7.6	10.4	15	0.8	328	<0.0003	不検出(<0.1)	<0.001	<0.005	0.002	<0.0005

※角間川、伊沢川、伊沢堰は調査地点が山ノ内町であることから、令和3年度より削除

(2) 湖沼

① 水質に係る環境基準の水質類型が指定されていない湖沼

水域名	調査地点	類型	pH 水素イオン濃度	DO 溶存酸素 [mg/ℓ]	SS 浮遊物質量 [mg/ℓ]	BOD 生物化学的酸素要求用 [mg/ℓ]	大腸菌数 [CFU/100ml]	COD-Mn 化学的酸素要求量 [mg/ℓ]	T-P 全リン [mg/ℓ]	T-N 全窒素 [mg/ℓ]
斑尾大池	斑尾大池（永江）	-	7.7	10.1	6	0.6	12	3.4	0.08	0.2
赤坂溜池	赤坂溜池（六田）	-	7.7	9.3	17	5	9	10	0.102	1.35
浜津ヶ池	浜津ヶ池（片塩）	-	7.5	8.4	13	5.4	7	10.8	0.316	0.97

令和4年度 中野市地下水水質検査結果

中野市環境保全及び公害防止に関する条例に基づき、地下水の水質検査を行いました。
検査結果は次のとおりです。

1 検査実施日 令和4年7月19日(火)

2 検査の結果

(1) 西条・新保地区

① 検査項目 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、砒素及びその化合物

② 検査結果 3箇所砒素及びその化合物が地下水水質汚濁に係る環境基準を超過しました。

(単位：mg/l)

項目	西条1	西条2	西条3	新保	地下水の 環境基準
トリクロロエチレン	0.0005 未満	0.0005 未満	-	0.0005 未満	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.0005	0.0010	-	0.0008	0.01 以下
砒素及びその化合物	0.001 未満	<u>0.063</u>	<u>0.049</u>	<u>0.10</u>	0.01 以下

(2) 壁田・新井・吉田地区

① 検査項目 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

② 検査結果 すべての地点で地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成しました。

(単位：mg/l)

項目	壁田	新井	吉田	地下水の 環境基準
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4.4	3.9	3.5	10 以下

令和4年度 中野市自動車騒音常時監視調査結果

1 検査実施時期 令和4年10月3日(月)午前6時から10月4日(火)午前6時まで

2 検査の結果 いずれの地点も騒音に係る環境基準内でした。

路線名	区間 延長	車線数	環境基準値 (dB)		等価騒音レベル (dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道292号 (一本木交差点～七瀬交差点)	2.6km	4	70 以下	65 以下	68	60
一般国道403号 (江部交差点～七瀬交差点)	1.2km	2			69	60

目標Ⅳ 豊かな自然を守り育てるまちにします

取組方針

08 農地・森林を保全し自然豊かな環境を確保しよう



取組事項

- (1) 農地の保全・管理
- (2) 森林の保全・管理
- (3) 有害鳥獣対策の推進

2022年度（令和4年度）の取組内容

環境面での指標	現状値 (H28年度)	実績 (R4年度)	中間目標 (R4年度)	計画目標 (R9年度)
保育所給食における地域食材の日	年8回	年10回	年8回	年8回
学校給食における地元農作物使用割合	63.1%	60.82%	65.0%	65.0%
中山間地域において集落協定を締結した集落数	13集落	14集落	13集落	13集落
遊休荒廃農地面積	569ha	438ha	563ha	558ha
人・農地プラン参加者（中心経営体）数	215人・団体	894人・団体	275人・団体	325人・団体
森林経営計画を認定した件数	7件	14件	10件	14件
環境保全型農業直接支払交付金事業への取組組織数	2組織	1組織	2組織	2組織
ふるさと納税寄附金の農産物の返礼品件数	年22,000件	年159,033件	年22,000件	年22,000件

■ 具体的な取組

- 中山間地域における農用地の維持・管理を支援するため、集落協定地区に対し、中山間地域等直接支払交付金を交付しました。（14集落：12,822,075円）
- 遊休荒廃農地再生に係る取組みとして貸付・借受希望農地のマッチング、遊休荒廃農地対策事業補助金を交付しました。（41人：932.0万円）
- 人・農地プランにおける取組では、地区の5～10年後を見据えた課題、今後の農業について話し合いを行うためのアンケート調査を実施し、農業者等の意向を把握しました。
(配布件数3,958件、回答件数1,603件)
- 有機農業を導入した農業生活活動を実施する農業者団体へ環境保全型農業直接支払交付金を交付しました。（1団体：9,600円）
- ふるさと納税の返礼品として、地元で生産された農産物を積極的に取り扱い、ポータルサイト等でもPRしました。
- 年間を通じて地元の旬の食材を積極的に使用しました。また、月に一度の『食育の日』には、より多くの地元食材を使用した給食を提供しました。

取組方針

09 多種多様な動植物が生息・生育できる環境を保全しよう



取組事項

- (1) 自然環境の調査・保全
- (2) 外来種対策の推進
- (3) 自然環境を生かした観光、教育等の推進

2022 年度（令和 4 年度）の取組内容

環境面での指標	現状値 (H28 年度)	実績 (R4 年度)	中間目標 (R4 年度)	計画目標 (R9 年度)
アレチウリ駆除の実施	年 5 回	年 2 回	年 5 回	年 5 回
十三崖チョウゲンボウ応援団かん木伐採作業の実施	年 2 回	年 0 回	年 2 回	年 2 回

■ 具体的な取組

- アレチウリ駆除等の河川愛護活動を行った 24 団体に報奨金を交付しました。(52.8 万円)
また、上記河川愛護団体が環境整備活動を行いました。(延べ 4,309 人参加)
- モニタリング調査を実施し、保全整備工事の効果の検証を行いました。
- 生態環境調査を実施し、行動圏及び利用環境の解明を行いました。

■ 課題と今後取り組むべき方向性

- アレチウリ駆除のほか、河川の環境整備活動を支援するため、引き続き各河川愛護団体に対し報奨金を交付し、河川の環境美化に対する意識の高揚に努めていく必要があります。
- モニタリング調査及び生態環境調査の結果を解析し、十三崖のチョウゲンボウ繁殖地の保全及び営巣つがいの数の増加へとフィードバックします。

目標V 地球環境にやさしいまちにします

取組方針

10 地球にやさしいライフスタイルへ転換しよう

取組事項

- (1) 省エネルギー・省資源の推進
- (2) 低炭素型の交通環境の推進

2022年度（令和4年度）の取組内容

環境面での指標	現状値 (R元年度)	実績 (R4年度)	中間目標 (R4年度)	計画目標 (R9年度)
市の事務事業で排出される二酸化炭素の総排出量	8,393t-CO ₂	7,384t-CO ₂	※8,057t-CO ₂	5か年計画の為 2026年に設定予定

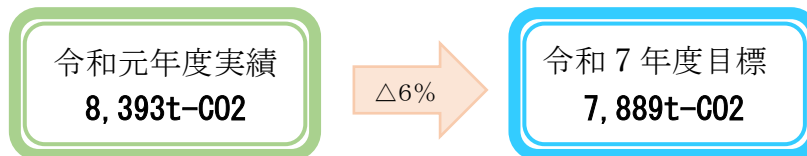
※「中野市地球温暖化防止実行計画」（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））の目標値から設定しました。

■ 具体的な取組

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に関する取組を定めた「中野市地球温暖化防止実行計画」を策定し、次のとおり取り組んでいます。

二酸化炭素排出量の削減目標

令和7年度における市の事務・事業に伴い排出される二酸化炭素の総排出量を令和元年度比で**6%削減**します。



令和4年度二酸化炭素排出量

（単位：t-

排出要因	令和元年度	令和4年度	比較	増減率
電気	6,073	6,062	△11	△0.2
A重油	185	87	△98	△53.0
灯油	1,562	1,369	△193	△12.3
都市ガス	189	207	18	9.5
LPガス	191	111	△80	△41.9
ガソリン	125	127	2	1.6
軽油	68	87	19	27.9
合計	8,393	8,050	△343	△4.1

- 中野市公共交通マップ・時刻表の配布、停留所の見直し及び小学生を対象としたバスの乗り方教室を実施し、公共交通の利用促進を図りました。
- ふれあいバス等の利便性向上に向けて、ルートや時刻表をブラッシュアップしていきます。

11 環境にやさしいエネルギー利用を進めよう



市役所本庁舎の太陽光発電設備

取組事項

(1) 再生可能エネルギー導入の促進

2022年度（令和4年度）の取組内容

環境面での指標	現状値 (R元年度)	実績 (R4年度)	中間目標 (R4年度)	計画目標 (R4年度)
再生可能エネルギーを導入した公共施設 (累計)	10箇所	10箇所	8箇所	10箇所

■ 具体的な取組

- 屋上への太陽光発電設備の設置、断熱性能を高めた空調効率のよい建物、建物内の熱を自然に排出する自然換気システムの導入など緑豊かな中野市の気候風土と調和のとれた庁舎を適正に維持管理しました。
- 農業生産の拡大に伴い増加している使用済きのこ培地、果樹剪定枝の有効活用、また、近年多発する大雨など自然災害への対応も鑑み、循環型社会の形成、災害に強いまちづくり、きのこや果樹園芸を中心とした、農業振興を含む総合的な産業振興等の実現を目指すことを目的として、再生可能エネルギーの創出と環境保全等整備の具体的な事業展開を示すものとして「中野市バイオマス産業都市構想」を策定し、運用しました。



庁舎1階ロビーで発電状況を確認できます。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全は、市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての者の公平な役割分担のもと、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自らその社会活動に際して環境の保全に資する取組を率先して実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全に資する取組の支援に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するための必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(施策の基本方針)

第6条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を推進しなければならない。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本に置き、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び貴重な野生生物の保護を図るとともに、緑化を推進することにより自然と人との共生を確保すること。

(3) 自然環境と一体となった美しい自然景観の保全、地域の歴史的、文化的な特性を生かした田園及び都市景観の形成、水や緑に親しむことができる公共空間の形成等を図ることにより、潤いと安らぎのある良好な都市環境を創造すること。

(4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築すること。

(5) 山林の計画的な育成管理及び森林資源の有効利用を推進すること。

(6) 良好な環境の形成は、すべての者の公平な役割分担に基づく参加及び行動に負っていることから、一人ひとりが環境の保全に主体的に取り組むことができるよう、環境に関する普及、啓発等を推進すること。

(環境基本計画の策定等)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ中野市環境審議会条例（平成17年中野市条例第113号）に基づき設置した中野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（財政上の措置）

第8条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（規制の措置）

第9条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

（経済的措置）

第10条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導するため、必要な経済的な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境影響評価）

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が、あらかじめ当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正に配慮するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（資源の有効利用の促進等）

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の振興等）

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、国、県、他の市町村その他関係団体（第17条において「関係団体」という。）と協力して、環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民等の環境活動の促進）

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する団体が地域において自発的に行う環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の提供及び市民参加の推進）

第15条 市は、環境に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全に関する施策の策定等への市民の参加を推進するものとする。

（調査の実施及び監視体制の整備）

第16条 市は、環境の状況を把握するため、必要な調査の実施及び監視体制の整備に努めるものとする。

（地球環境の保全に関する施策）

第17条 市は、地球温暖化の防止等地球環境の保全に当たっては、関係団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の地球環境の保全に資する活動の普及及び啓発に努めるものとする。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

用語	解説	掲載ページ
【あ行】		
アレチウリ	北米原産のウリ科のつる植物で、特定外来生物に指定されています。繁殖力が凄まじく、地面やほかの植物を覆ってしまうため、在来植物が育成できない状況となってしまいます。	28
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類され、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴い生じる「家庭ごみ」に分類されます。	14
雨水貯留施設	雨水を一時的に貯留するタンク。雨どいにタンクを設置し、溜まった雨水を庭木などの散水用として使用することで大雨時の浸水被害の軽減になり、水道水の使用量節約にもつながります。	24
SS/浮遊物質	水中に浮遊する不溶解性物質の総称。水の濁りの原因となるもので、浮遊物が有機物である場合には、腐敗して水質の悪化を招きます。	25
NPO法人	非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体です。	13
温室効果ガス	地球温暖化の原因となるもので、二酸化炭素(CO ₂)のほか、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF ₆)の6種類が規定されています。	29
【か行】		
外来種	元々その地域に生息せず、人間活動によって他地域(外国からだけでなく、国内の他地域を含む)から意図的・非意図的に関わらず入ってきた生物。外来生物法では海外から入ってきた生物に焦点を絞り、人間の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に導入されたものを中心に対応しています。	28
カドミウム	亜鉛精錬、メッキ工場や電気機器工場などの排水に含まれ、水稻が汚染されることにより、富山県神通川流域のイタイイタイ病の原因となった物質。慢性中毒になると腎臓障害や骨軟化症を起こします。	25
環境基準	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。	21、25、26
環境保全型農業直接支払交付金	化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する交付金。2015年度(平成27年度)から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、日本型直接支払(多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金)の一つとして実施されています。	27

【か行】

クロム	ステンレスやメッキの原料として広く用いられている重金属の一種。クロム化合物には、化学的に安定な3価のものと、酸化力が強く毒性が強い6価のものがあり、発がん性物質の一つです。	25
公害	事業活動やその他、人の活動に伴い生ずる相当範囲にわたる水質汚濁・大気汚染・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭（これらを典型7公害という。）によって人の健康または生活環境に被害を生ずることをいいます。	2、4、3、 20、21、22
国際規格	国際標準化機構によって定められている ISO9000 シリーズ及び ISO14000 シリーズをいいます。	13

【さ行】

シアン	種々の化合物の形でメッシュ液に広く使用されています。血液毒として強い急性毒性を持ち、取扱いに最も注意を要するものの一つです。	25
COD/化学的酸素要求量	水質汚濁の指標。主として水中の有機物が化学的に参加される際に消費する酸素量をいい、数値が大きくなるほど汚濁が著しくなります。	25
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸塩に含まれる窒素量及び亜硝酸塩に含まれる窒素量のこと、水や土壌中の有機物の分解により生成したアンモニウム塩が酸化されてできます。乳児（6か月未満）が高濃度の水を摂取するとメトヘモグロビン血症を起こし、呼吸作用を阻害します。	26
食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品を指します。	4、14
水銀	体温計、水銀灯など幅広く用いられる重金属の一種。この化合物のうち、無機の水銀化合物と比較して有機水銀化合物は毒性が強い。特にアルキル水銀化合物は腸管からの吸収率が高く、脳に移行・蓄積し、水俣病として知られるような言語障害、視力減退や催奇性を引き起こすことから、環境中の濃度は特に厳しい基準が定められています。	25
底抜き工法	道路側溝に底抜き穴のある側溝を敷設することで、道路側溝に流れ込む雨水の一部が地下に浸透することで雨水の処理量も確保され、地下水の減少も防ぐことができる利点があります。	24

【た行】

大腸菌群数	人間または動物の排泄物による水の汚染の目安として用いられています。大腸菌は、腸内に生存しているもののほか、草原や畑などの土中に生存しているものも含まれますが、一括して大腸菌群数として測定されています。	25
地球温暖化	太陽からの日射エネルギーによって地表が暖められ、その地表から熱エネルギー（赤外線）が放出されるが、人間の活動によって大気中における赤外線を貯える温室効果ガスの濃度が上がることにより、地表の温度が上昇することをいいます。	2、3、 5、29

【た行】

窒素/N	形態により、有機性窒素、アンモニア性窒素(NH ₄ -N)、亜硝酸性窒素(NO ₂ -N)、硝酸性窒素(NO ₃ -N)に大別されます。また、有機性窒素とNH ₃ -Nをケルダール窒素(K-N)、すべての項目を含めたものを全窒素(T-N)と称します。水中の微生物の作用により、有機性窒素はNH ₃ -NやNO ₂ -Nを経てNO ₃ -Nに変化し、一部分はNH ₃ -NやNO ₃ -Nの形で植物に吸収されます。一般に生活系からの排水には、K-Nの割合が高く、リンとともに富栄養化の起因物質です。	25
DO/溶存酸素	水中に溶け込んでいる酸素量。水の自浄作用に必要な水中生物の生存には欠くことのできないもので、きれいな河川水中には通常1ℓ中に7～14mg程度ありますが、有機物の流入量が多くなり汚濁が進行すると減少します。	25
デシベル(dB)	音の大きさ(音圧レベル)または振動の大きさ(振動加速度レベル)を表す単位です。	26
テトラクロロエチレン	有機塩素化合物で、無色透明の液体です。ドライクリーニングや溶剤が主な用途です。肝障害、腎障害、中枢神経障害などを引き起こします。	26
トリクロロエチレン	有機塩素化合物で、無色透明の液体です。金属機械部品等の脱油洗浄、溶剤が主な用途です。人体への影響はテトラクロロエチレンと同様です。	26

【な行】

鉛	化学的に耐久性が大きく、細工が容易であるため水道管などに広く用いられます。また、一酸化鉛、四酸化三鉛などの化合物は、顔料、さび止めペイント、鉛ガラスの製造、レンズの研磨材、蓄電池の電極等に利用されています。鉛中毒の多くは慢性中毒で、少量の鉛を長期間持続的に摂取することによって起こります。	25
---	--	----

【は行】

バイオマス	生物(bio)の量(mass)の意味で、再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を期限とします。	30
砒素	砒素は自然環境中に広く存在する元素で、地殻中に分布し、火山活動や森林火災、鉱物の風化などの自然現象によって環境中に放出されるため、土壌や水中に天然由来の砒素が含まれます。	26、25
BOD/生物化学的酸素要求量	有機物による河川水などの汚濁の指標で、水中に含まれている有機物が一定時間一定温度のもとで微生物により酸化分解されるときに消費される酸素の量。数値が高いほど有機物の量が多く、水質が悪いことを示しています。	21、25
pH/水素イオン濃度	溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、pH7を中性とし、これより数値が高い場合はアルカリ性、低い場合は酸性を示します。	25

【は行】

放射線量	放射線の量の大きさ。放射線を受けたときの体への影響の度合いを表す表示単位がシーベルト(Sv)です。シーベルトの1,000分の1がミリシーベルト(mSv)、100万分の1がマイクロシーベルト(μ Sv)です。	22
------	--	----

【や行】

遊休荒廃農地	農家の高齢化や後継者不足などの理由から耕作されなくなった農地。遊休荒廃農地は、耕作放棄される期間が長期化すれば雑草や雑木が生い茂り、病虫害、鳥獣被害の発生など周辺の農地などにも影響を及ぼすこととなります。	27
--------	--	----

【ら行】

リン/P	リンは自然界においてリン酸態のような化合物として存在し、通常全リン(T-P)が水質汚濁の指標として利用されています。窒素とともに水生生物の環境においては重要な栄養源の役割を果たします。水中でリンが過剰になるとアオコの大量発生等の現象が起こります	25
------	--	----

緑豊かなふるさとを共につくるまち
なかの



中野市環境保全シンボルキャラクター

なかのん

中野市環境白書

- 令和4年度年次報告 -

発行	令和5年10月発行
編集	中野市
	中野市くらしと文化部生活環境課
	長野県中野市三好町一丁目3番19号
電話	0269-22-2111 (代)
FAX	0269-22-5923
E-mail	kankyo@city.nakano.nagano.jp
URL	https://www.city.nakano.nagano.jp/
